

公益財団法人岩手県南技術研究センター研究開発事業及び共同、受託研究開発事業の実施に関する規程

平成 25 年 6 月 3 日 規程第 4 号
改正

平成 28 年 3 月 16 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人岩手県南技術研究センター（以下「センター」という。）の研究開発事業及び共同、受託研究開発事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究開発参加企業)

第 2 条 この規程による研究開発参加企業とは、センターが募る研究開発の部門に参加する企業及び団体、又はセンターと共同して独自のテーマにより研究に参加する企業及び団体をいう。

- 2 研究開発参加企業等は、参加する部門について研究開発等事業参加申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を理事長へ提出し、承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の規定に基づく申し込みを適当と認めるときは、研究開発等事業受入決定通知書（様式第 2 号。以下「通知書」という。）により承認するものとする。
- 4 研究開発参加企業は、研究開発事業又は共同、受託研究開発事業が完結するまでは脱退できない。ただし、理事長及び他の参加企業がこれを認めた場合は、この限りでない。

(研究費の負担)

第 3 条 研究開発参加企業は、研究開発に伴う費用（以下「研究費」という。）を負担しなければならない。

(研究費の算出方法)

第 4 条 研究費は、研究に要する謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、機械設備等の維持管理経費、庁費を基礎として積算する。

(研究開発成果の帰属等)

第 5 条 研究開発成果の帰属及び使用权等については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日一部改正）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

様式第1号（第2条関係）

研究開発等事業参加申込書

平成 年 月 日

公益財団法人岩手県南技術研究センター
理事長 様

（研究開発参加企者）

住 所

企業等名称

代表者氏名

印

下記のとおり研究開発事業に参加したいので申し込みします。

申し込みが受入れられたときは、公益財団法人岩手県南技術研究センターが定める条件に従います。

記

1 研究開発の題目	
2 研究開発参加目的	
3 研究開発の担当者氏名	
4 研究完了期限	平成 年 月 日
5 研究用資材器具等の提供	

備考 研究開発参加の条件は裏面参照

(裏 面)

I 受入れの条件

第1 研究開発は、次の各号に掲げる条件を付して受け入れる。

- (1) 研究開発参加者は一方的に研究開発を中止することはできないこと。
- (2) やむを得ない事由により研究開発の中止又はその期間を延長する場合においても、センターはその責を負わない。
- (3) 研究開発に要する経費により取得した設備等は、返還しないこと。
- (4) 研究開発に要する研究費は、指定する期日までに納付すること。
- (5) 納付した研究費は返還しないこと。

第2 第1に定めるもののほか、必要と認める条件を付すことがある。

第3 研究開発参加者が国又は地方公共団体等である場合には、第1第3号及び第5号の条件を付さないことができる。

II 留意事項

- 1 受入れの決定は、理事長から通知する。
- 2 研究費は、公益財団の発行する納入通知書により納付すること。

記載要領

- 1 研究開発参加者の代表者氏名は、法人等の場合、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 研究用資材及び器具等提供がある場合は、品名、数量を記載すること。
- 3 担当者には、職名を付すこと。

様式第2号（第2条関係）

研究開発等事業受入決定通知書

平成 年 月 日

研究開発参加企者

様

公益財団法人岩手県南技術研究センター
理事長 印

平成 年 月 日付けで申し込みのあった研究開発について、下記のとおり受け入れることを決定したので通知します。

記

1 研究開発の題目	
2 研究開発の担当者氏名	
3 研究期間	年 月 日 から 年 月 日
4 研究に要する概算経費	_____円 (研究に要する経費が概算経費を超える場合には精算をするものとする)
5 研究用資材器具等の提供物品名	
6 その他	